

新	旧
法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針) 標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。 なお、平成 14 年 3 月 14 日付課法 3－6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。 (趣旨) (省略) 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進 (省略) 2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書(法人税確定申告書、<u>復興特別法人税申告書</u>、消費税及び地方消費税の確定申告書又は間接諸税の納税申告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(間接諸税にあっては、法人又は個人。以下同じ。)については、法人管理簿等を活用し、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、	法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針) 標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。 なお、平成 14 年 3 月 14 日付課法 3－6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。 (趣旨) (同左) 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進 (同左) 2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書(法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書又は間接諸税の納税申告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(間接諸税にあっては、法人又は個人。以下同じ。)については、法人管理簿等を活用し、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。その

新	旧
的確な管理を行う。その際、実況区分の判定に当たっては、添付書面の記載事項等を積極的に活用する。 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 (省略) 第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 第1節 添付書面がある申告書の回付後の事務 内部担当者から申告書等の回付を受けた統括官等（法人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、特別調査情報官、国際税務専門官、情報技術専門官又は審理専門官をいう。以下同じ。）は、添付書面の添付がある申告書に添付されている税務代理権限証書が複数の税目（<u>復興特別法人税、消費税並びに源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税は除く。</u>）の税務代理権限を証している場合には、添付書面の写し及び税務代理権限証書の写しを担当する部門に回付する。 第2節 意見聴取の実施 1 事前通知前の意見聴取の実施 統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し<u>実地</u>の調査を行おうとする場合には、<u>国税通則法第74条の9に規定する事前通知（以下「事前通知」という。）</u>を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条	際、実況区分の判定に当たっては、添付書面の記載事項等を積極的に活用する。 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 (同左) 第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 第1節 添付書面がある申告書の回付後の事務 内部担当者から申告書等の回付を受けた統括官等（法人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、特別調査情報官、国際税務専門官、情報技術専門官又は審理専門官をいう。以下同じ。）は、添付書面の添付がある申告書に添付されている税務代理権限証書が複数の税目（<u>消費税、源泉所得税は除く。</u>）の税務代理権限を証している場合には、添付書面の写し及び税務代理権限証書の写しを担当する部門に回付する。 第2節 意見聴取の実施 1 事前通知前の意見聴取の実施 統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し<u>実地調査を指令</u>する場合には、事前通知を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条

新	旧
の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 (注) 添付書面に該当しないものについては、K S Kに入力された申告事績の庁指定コードを訂正する必要があることに留意する。 2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。 3 意見聴取の内容 意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。	の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 (注) 添付書面に該当しないものについては、K S Kに入力された申告事績の庁指定コードを訂正する必要があることに留意する。 2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と<u>実地調査の指令を受けた</u>調査担当者が行う。 3 意見聴取の内容 意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

新	旧
したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、<u>意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。</u> <u>なお、意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。</u> また、<u>意見聴取の過程において、</u>じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項が認められた場合には、意見聴取の際に、その<u>内容等についてじ後の改善を図るよう</u>税理士等に十分説明する。 4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面（以下「応接簿」という。）に記載して統括官等の決裁を了し、法人税歴表（間接諸税にあつては、間接諸税調査簿）に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙2の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）	したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、<u>意見聴取の機会を積極的な活用に努める。</u> <u>ただし、個別・具体的な非違事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じ得ることに留意する。（後記6による。）</u> また、<u>更正や修正申告のしょうようには至らないが、</u>じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項が<u>あるものについて</u>は、意見聴取の際に、その<u>指導事項</u>について税理士等に十分説明する。 4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面（以下「応接簿」という。）に記載して統括官等の決裁を了し、法人税歴表（間接諸税にあつては、間接諸税調査簿）に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙2の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）

新	旧
の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。 5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① <u>意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合</u> ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない<u>場合</u> ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる<u>場合</u> (2) 調査に移行する場合 意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、	の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 意見聴取結果についてのお知らせを作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。 5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げる<u>ものに該当する場合には</u>口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① <u>課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、</u>じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある<u>もの</u> ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない<u>もの</u> ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる<u>もの</u> (2) 調査に移行する場合 意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、

新	旧
納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。 なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。 (注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。 その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。 2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせ（税務署控え）を法人税歴表に編てつする。 (削除)	納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。 なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。 (注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。 その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。 2 意見聴取結果についてのお知らせを送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせ（税務署控え）を法人税歴表に編てつする。 <u>6 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い</u> <u>意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。ただし、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の適用に当たっては、国税通則法第 65 条第 5 項並びに平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針) 及び平成 12 年 7 月 3 日付課消 2-17 ほか 5 課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」(事務運営指針) 及び平成 13 年 3 月 29 日付課消 4-11 ほか 1 課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」(事務運営指針) に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更正の予知」があったと認められる場合には、加算税を賦課することに留意する。</u>

新	旧
<u>6</u> 更正前の意見聴取 添付書面が添付された申告書<u>について</u>更正をすべき場合には、法第 35 条第 2 項に基づき、<u>当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実について税理士等が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明を行う前までに、当該税理士等</u>に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。	<u>7</u> 更正前の意見聴取 添付書面が添付された申告書<u>を</u>更正すべき場合<u>においては</u>、法第 35 条第 2 項に基づき、税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

※ 下線付き部分が改正箇所